



赤ちゃんが生まれたら

出生属

問い合わせ▶真庭市 市民課 ☎(0867)42-1112、各振興局

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含み14日以内に出生届を提出してください。

●届出人 父または母

●届出地 子どもの本籍地・出生地・届出人の所在地のいずれか

●必要なもの 出生届書(病院から発行された出生証明書を添付)

親子健康手帳

健康保険証 (子どもが加入する方の保険証)

●真庭市に住所がある方 こども医療・児童手当・保健師との面談等ありますので、時間に余裕をもってお越しください。また、休日・夜間に届け出た方は、開庁時間内にお近くの庁舎へ各種お手続きにお越しください。



※戸籍は、個人の出生から死亡までの身分関係を登録し、 これを公証する大切なものです。必ず届出をしてください。

出産育児一時金

問い合わせ▶国民健康保険に加入している方は、真庭市 市民課 ☎(0867)42-1112、 国民健康保険以外に加入している方は、勤務先か保険証に記載してある保険者へ

赤ちゃんが生まれたら、お母さんが加入している健康保険から出産育児一時金や出産手当等が支給されます。支給方法等は加入している健康保険で違うので、事前に申請の方法や窓口について確認しておきましょう。

必要なもの印鑑、保険証、世帯主名義の預金通帳

※出産育児一時金の差額を申請する場合

- -・出産費用の内訳を記した領収、明細書 (出産費用のわかるもの)
- ·直接支払制度合意文書
- 世帯主名義の預金通帳

以上の3点が追加で必要です。

//MEMO//	



児童手当

問い合わせ▶真庭市 子育て支援課 ☎(0867)42-1054、各振興局

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の 社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に役立てることを目的としています。

- ●支給対象児童 支給対象となる児童は、0歳から中学校修了まで(15歳の誕生日後、最初の3月 31日まで)の児童で、原則として日本国内に住所を有する児童です。
- ●児童手当受給者 受給者は、支給対象児童を養育している方(監護し、生計を同じくする父または母) です。公務員の方は、勤務先から児童手当を受け取ります。ただし、所得の制限・上限があります。施設入所等の児童については、施設設置者が受給します。

●支給額(児童1人当たり)

対 象	手当月額	所得制限世帯	所得上限超過
3歳未満	15,000円	5,000円 (特例給付)	支給されません
3歳以上から小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円		
(第3子以降)	15,000円		
中学生	10,000円		

●支給時期 原則として毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●はじめに行う手続き お子さんの出生、転入等により真庭市で受給資格が生じた場合は「児童手当認定請 【認定請求】 求書」を提出して認定を受けてください。手当は原則、申請をした月の翌月分から支 給されます。

●必要なもの 受給者の保険証、受給者名義の預金通帳、マイナンバーがわかるもの、 本人確認証(運転免許証等)

※上記は令和6年4月現在の制度内容です。令和6年10月に制度改正が予定されています。 改正内容は別途広報真庭、真庭市ホームページ等でお知らせします。



こども医療費の助成

問い合わせ▶真庭市 市民課 ☎(0867)42-1112、各振興局

真庭市では少子化対策の一環として、こども医療費の助成を実施しています。

満 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの方を対象として、医療費受給資格 者証を発行し、医療機関等で健康保険を使って治療を受けた時に保護者の方 が支払う額(一部負担金)を真庭市が助成するものです。



●必要なもの 保険証

(1) 県内の医療機関で受診したとき

医療機関の窓口で、資格者証と保険証を提示すれば、診療にかかる自己負担分を支払う必要 はありません。

(2) 県外の医療機関で受診したとき

医療機関で自己負担分を支払ってください。その後、医療機関で証明を受けた医療費給付申請書、または医療機関の領収証書を添付した医療費給付申請書を担当窓口に提出してください。後日、自己負担分を償還します。

●必要なもの 保険証、領収書、申請者名義の預金通帳等

未熟児養育医療費の助成

問い合わせ▶真庭市 こども家庭センター(はぐくみセンター) ☎(0867)42-1816 赤ちゃんの生まれた時の体重が 2,000 グラム以下だったり、2,000 グラム以上でも発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんが、指定養育医療機関において入院療育が必要と診断された場合、課税状況により助成を受けることができます。

●必要なもの 療育医療給付申請書、意見書、世帯調書、申出書

育児休業・育児休業給付金

問い合わせ▶ハローワーク(公共職業安定所) ☎0868-22-8341、 勤務先、社会保険組合等

出産後も現在の仕事を続けながら子育てができるように、お子さんが満1歳になるまで男女にかかわらず育児休業が取得できます。

この間は社会保険料 (厚生年金や健康保険料) が免除になります。 休業する1か月前までに、事業主へ申し出ることになっています。 また、1 歳未満の子を養育するために育児休業を取得した雇用保険被保険者には育児休業期間中、給付金があります。 詳しくはハローワークへお問い合わせください。

